

JUN通信

高木 純の市政だより



吉野川市議 高木 純

十二月議会高木純の一般質問

昨年の十二月議会で高木純議員は次の項目で一般質問をしました。

- ①市の施設への自動販売機の設置を公募入札方式にする考えについて
 - ②文部科学省通知「早期に警察へ相談・通知すべきいじめ事案について」の学校現場の対応について
 - ③成人式の妨害などへの対策はどうするのか（成人式の質問と答弁は徳島新聞で詳しく掲載されました）
- 以上、三件質問しました。
- また、所属の委員会では「ふるさと納税」「下水道会計」「指定管理者」「総合戦略」について質問しました。

市の施設への自動販売機の設置を

公募入札方式に変えてはどうか



自治体の収入源は税金や手数料・使用料などですが、それ以外に積極的に収入を増やす取り組みを行って

232万円だった収入が914万円と、四倍以上になったそうです。

いる自治体があります。埼玉県・加須市では、市役所などを訪れた人たちが利用する公共施設内の清涼飲料水自販機が、収入増を生んでいます。

それまでの「場所使用料と売り上げの8〜10%」の方式では15万円の収入だったところが、入札では70万円になったところもあります。

それまでの加須市の自動販売機の設置は、業者に場所使用料と売り上げの1割とか、割合を決めて徴収する方式でしたが、それをやめて、設置業者を公募し入札で賃貸借契約を結ぶ方式に変えたところ、それまで

12月議会で、この方式を説明して吉野川市でも実施を検討するよう質問したところ、吉野川市も来年度から実施できるよう検討することになりました。

他市の良いところは、どんどん取り入れて欲しいものです。

文部科学省通知

学校現場の対応は

「早期に警察へ相談・通知すべきいじめ事案について」

全国各地で学校での「いじめ」が問題になっていますが、吉野川市の小中学校でも平成26年に小学校28件、中学校で7件あったそうです（教育委員会調べ）吉野川市であった「いじめ」は軽微なものでしたが、他県では「いじめ」により子供の命が奪われるなど重大な事態になった事例があります。

理解が促されるよう、いじめの態様別に、取りまとめた資料まで提示されています。

例として、ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする（暴行（刑法第二〇八条）傷害（刑法第二〇四条）これらの通知を受けて市内の小中学校では、（以下、議会での答弁の一部）

文部科学省は平成25年5月に各都道府県教育委員会に、「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」の（通知）を出していますが、この内容は、「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれます。このいじめの対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です」というもので、どのような行為が犯罪行為に該当するかについての

『学校いじめ防止基本方針』を策定し、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察と連携した対応を取ること。生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに通報することになっている。学校において、いじめる生徒に必要な指導を行っているにもかかわらず、効果を上げることが困難な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との適切な連携が必要となります」昔は「悪いことをしたら警察に捕まえられて牢屋に入れられるよ」「子供はそう教えられ、脅されました。「いじめ」で他人を傷つけたりすれば、それは「悪いこと」だと教えるのは、当たり前のことだと思えます。